

群馬県内水面漁場管理委員会指示の延長について

漁業法 抜粋

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第二百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2～12 略

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

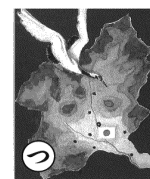
3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

内水面漁場管理委員会は、遊漁者を含む関係者に対して、水産動植物の採捕等に関する指示をすることができる。



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月1日（火） 第9980号

目次

ページ

規則

- 群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（健康福祉課） 2

告示

- 土砂災害警戒区域等の解除（砂防課） 3
- 土砂災害警戒区域等の指定（同） 3 2
- 都市計画事業の変更認可（都市計画課） 6 1
- 同 6 2

公告

- 都市計画事業の変更認可（都市計画課） 6 2
- 同 6 3
- 同 6 3
- 同 6 3
- 令和4年二級建築士試験の実施（建築課） 6 4
- 令和4年木造建築士試験の実施（同） 6 5
- 開発工事の完了（同） 6 6

人事委員会公告

- 令和4年度警察官A等採用試験の実施 6 6

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法第120条第1項の規定等による指示 6 9
- 同 7 0
- 同 7 0

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一日に実施する試験の重複申込みはできません。同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。また、申込後の試験区分の変更はできません。

(4) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みをした場合 令和4年4月15日（金）頃、ぐんま電子申請受付システム上で受験票を交付しますが、同月22日（金）までに受験票がダウンロードできない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

イ 郵送により申込みをした場合 令和4年4月15日（金）頃、受験票を発送しますが、同月22日（金）までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登録され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、警察官A（男性・女性）は令和5年4月1日の予定です。警察官B（男性・女性）特別は令和4年10月1日の予定です。

8 給与 警察官A採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、219,200円です。また、警察官B特別採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、短期大学卒業者にあつては201,800円、高等学校卒業者にあつては186,600円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。

なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

(1) 令和4年4月15日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷及び記入の上、第1次試験当日に持参してください。

(2) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

■ 内水面漁場管理委員会指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、公布の日から施行する。

なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）は、令和4年2月28日限り廃止する。

令和4年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

1 指示内容 区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が

承認した場合、疾病検査の場合及び焼却、埋却等処分する場合を除き、コイを持ち出してはならない。

この場合、知事は当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

- 2 期間 令和4年3月1日から令和6年3月31日まで

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、公布の日から施行する。

なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年2月28日限り廃止する。

令和4年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松元平吉

- 1 指示内容 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において次のことをしてはならない。

- (1) 採捕したコイを移植すること。
(2) 生死を問わず、コイを投棄すること。

- 2 期間 令和4年3月1日から令和6年3月31日まで

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、公布の日から施行する。

なお、水産動物の保護に係る指示（平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年2月28日限り廃止する。

令和4年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松元平吉

- 1 指示内容 コクチバスを採捕した者は、採捕した河川、湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的な機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

- 2 期間 令和4年3月1日から令和6年3月31日まで

毎週火、金曜日発行

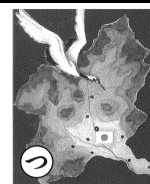
発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月1日（金） 第10178号

目次

	ページ
規 則	
○群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（財産有効活用課）	2
○群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則（建築課）	2
告 示	
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課）	3
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業者に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同）	3
公 告	
○土地改良区役員の退任の届出（農村整備課）	3
○令和6年二級建築士試験の実施（建築課）	3
○令和6年木造建築士試験の実施（同）	5
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法第120条第1項の規定等による指示の一部改正	6
○同	6
○同	6
病 院 管 理 規 程	
○群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程（病院局経営戦略課）	7

■ 内水面漁場管理委員会指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

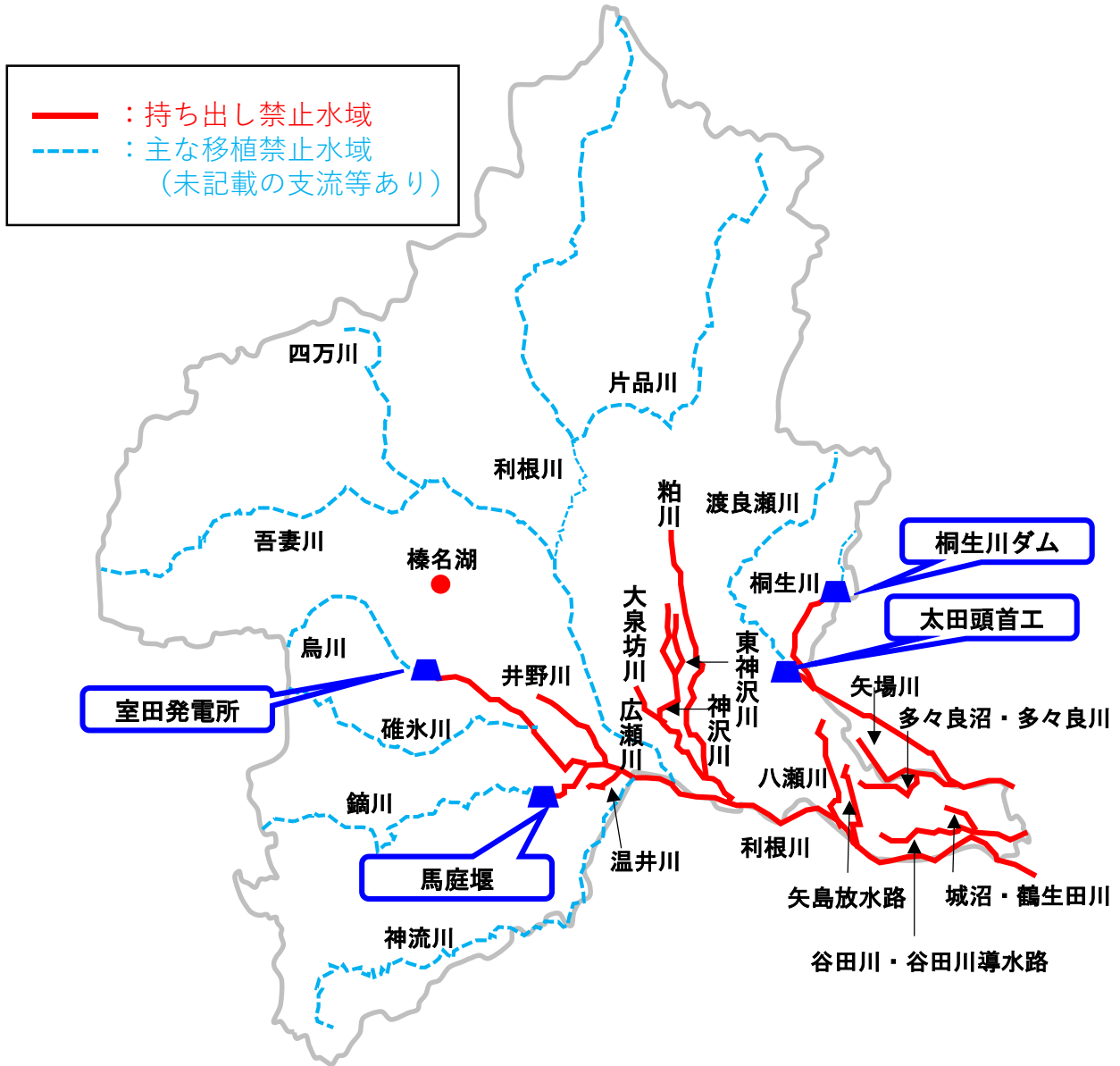
群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号による持ち出し禁止指定水域一覧

市町村	河川湖沼（地域）	指定年月日
板倉町	谷田川・谷田川導水路	平成16年 5月14日
館林市	城沼・鶴生田川・鶴生田川導水路	平成16年 5月19日
高崎市	温井川	平成16年 5月24日
館林市	多々良沼・多々良川	平成16年 6月 4日
高崎市	鏑川（馬庭堰から烏川合流）	平成16年 6月11日
高崎市	（井野川支流）粕川	平成16年 6月11日
千代田町	利根川（烏川合流から下流）	平成16年 6月21日
太田市	矢島放水路	平成16年 6月21日
太田市	八瀬川	平成16年 7月 1日
栃木県	矢場川	平成16年 7月30日
高崎市	井野川	平成16年 7月30日
高崎市	烏川（室田発電所堰堤から下流）	平成16年 8月 2日
桐生市	桐生川（桐生川ダムから下流）	平成16年 8月 2日
桐生市	赤岩用水	平成16年 8月31日
栃木県	渡良瀬川（太田頭首工から下流）	平成16年10月 6日
前橋市	用水路（白山沼（前橋市苗ヶ島町1899-1）の排水流入部から東神沢川及び金蔵院川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	用水路（上大日沼（前橋市富田町1839-1）の排水流入部から大泉坊川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	東神沢川（白山沼排水用水路流入部から神沢川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	金蔵院川（白山沼排水用水路流入部から神沢川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市・伊勢崎市	神沢川（金蔵院川合流から荒砥川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市・伊勢崎市	荒砥川（神沢川合流から広瀬川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	大泉坊川（上大日沼排水用水路流入部から木船川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	木船川（大泉坊川合流から桃ノ木川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	桃ノ木川（木船川合流から広瀬川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市・伊勢崎市	広瀬川（桃ノ木川合流から利根川合流まで）	平成19年12月21日
大泉町	常光寺用水（邑楽郡大泉町内に限る。）	平成20年10月22日
高崎市	榛名湖	平成25年 8月26日

内水面漁場管理委員会指示による コイの持ち出し禁止水域等概略図



公示（案）

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示 1号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和6年群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年〇月〇日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示 2号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和6年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年〇月〇日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示 3号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和6年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年〇月〇日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

群馬県内水面漁場管理委員会指示 新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、交付の日から施行する。</p> <p>なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）は、令和4年2月28日限り廃止する。</p> <p>令和4年3月1日</p> <p>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</p> <p>1 指示内容 区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合、疾病検査の場合及び焼却、埋却等処分する場合を除き、コイを持ち出してはならない。</p> <p>この場合、知事は当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。</p> <p>2 期間 令和4年3月1日から令和10年3月31日まで</p>	<p>◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、交付の日から施行する。</p> <p>なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）は、令和4年2月28日限り廃止する。</p> <p>令和4年3月1日</p> <p>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</p> <p>1 指示内容 区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合、疾病検査の場合及び焼却、埋却等処分する場合を除き、コイを持ち出してはならない。</p> <p>この場合、知事は当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。</p> <p>2 期間 令和4年3月1日から令和8年3月31日まで</p>
<p>◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、交付の日から施行する。</p> <p>なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年2月28日限り廃止する。</p>	<p>◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、交付の日から施行する。</p> <p>なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年2月28日限り廃止する。</p>

<p>令和4年3月1日</p> <p>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</p> <p>1 指示内容 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において次のことをしてはならない。</p> <p>(1) 採捕したコイを移植すること。</p> <p>(2) 生死を問わず、コイを投棄すること。</p> <p>2 期間 令和4年3月1日から<u>令和10年3月31日</u>まで</p> <p>◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、交付の日から施行する。</p> <p>なお、水産動物の保護に係る指示（平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年2月28日限り廃止する。</p> <p>令和4年3月1日</p> <p>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</p> <p>1 指示内容 コクチバスを採捕した者は、採捕した河川、湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的な機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2 期間 令和4年3月1日から<u>令和10年3月31日</u>まで</p>	<p>令和4年3月1日</p> <p>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</p> <p>1 指示内容 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において次のことをしてはならない。</p> <p>(1) 採捕したコイを移植すること。</p> <p>(2) 生死を問わず、コイを投棄すること。</p> <p>2 期間 令和4年3月1日から<u>令和8年3月31日</u>まで</p> <p>◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、交付の日から施行する。</p> <p>なお、水産動物の保護に係る指示（平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年2月28日限り廃止する。</p> <p>令和4年3月1日</p> <p>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</p> <p>1 指示内容 コクチバスを採捕した者は、採捕した河川、湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的な機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2 期間 令和4年3月1日から<u>令和8年3月31日</u>まで</p>
---	---